

2021年6月4日

株主各位

## 第160回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 事業報告

会計監査人の状況	1 頁
業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要	2 頁
会社の支配に関する基本方針	6 頁

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	9 頁
連結注記表	10 頁

### 計算書類

株主資本等変動計算書	17 頁
個別注記表	18 頁

## 日東紡績株式会社

上記書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.nittobo.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	54
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうちNITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd. 及びBaotek Industrial Materials Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社法第362条第4項第6号等に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社は、2006年5月10日開催の取締役会において基本方針を決議し、その後、2014年6月26日の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第416条第1項及び第2項に基づく決議をしております。

また、2015年3月24日開催の取締役会において、改正会社法等の対応として、当社子会社を含む企業集団としての内部統制システムに関して追加の決議をしております。

さらに、2016年3月29日開催の取締役会において、監査委員会の職務を補助する組織を監査室から監査委員会事務局（新設）にすることとしたのに伴い、内部統制システムに関して追加の決議を行い、下記を基本方針としております。

### I. 内部統制システム構築の基本方針

#### (1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - 1) 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局とする。
- ② 上記①の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得る。
- ③ 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
  - 1) 取締役、執行役及び使用人は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）に係る職務の執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告しなければならない。
  - 2) 監査委員は、当社グループの経営方針及び経営戦略等に係る重要事項が審議される会議等に出席し、意見を述べるができることとする。
  - 3) 代表執行役社長と監査委員会は、定期的な意見交換の場を持つこととする。
  - 4) 監査委員会は、取締役、執行役、使用人に加え、子会社の役職員その他これらの者から報告を受けた者からも直接、業務執行状況について報告を受けることができることとする。なお、監査委員会へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いはできないこととする。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査室は、代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。  
また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。  
なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。
- 2) 監査委員会は、監査室と共に会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けられることとする。
- 3) 監査委員の職務の執行のための必要費用（前第 2）号に定める助言を受けられるための費用を含む）は、前払いを含む方法により、当社の負担にて支払うこととする。

**(2) 当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項**

① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切な保存・管理等を行う。

② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 「子会社稟議規程」に定める子会社の経営に関する事項の当社による決裁手続き等を通じた管理、会議等による情報・戦略の共有、人事交流等により、適時、子会社の経営状況を把握した上で、当社グループ全体を適正に運営管理していくこととする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」に定める基本方針及び管理体制に基づき、当社グループの事業を取巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
- 2) 当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。

④ 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行会議を当社グループの経営全般に係る重要な事項並びに取締役会での決議事項以外の事項に関する審議機関と位置づけ、原則、毎週開催する。
- 2) 「職務権限規程」「業務分掌規程」により、責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図る。
- 3) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の方向性を明確にし、当社グループ全体及び事業部門毎の施策・目標値を年度予算として定め、それに基づいた業績管理を行う。

- ⑤ 執行役、使用人及び子会社の役職員（以下、「グループ役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 代表執行役社長は、当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」及び行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図る。
  - 2) 執行役及び使用人は、「日東紡宣言」の浸透と実践により、コンプライアンスの基本となる健全な企業風土を醸成する。
  - 3) 執行役及び使用人は、「日東紡行動綱領」「行動規準」に基づき、法令、定款及び社内規程等を遵守することとし、その実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署等により、コンプライアンス意識の向上を図る。
  - 4) 内部通報制度の「企業倫理ヘルプライン」により、法令違反等の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。
  - 5) リスクマネジメント統括部担当執行役は、当社グループの内部統制システムの整備状況を踏まえて、現状と基本方針との整合性を取るため内容の見直しを定期的に行う。  
見直しの結果は代表執行役社長に報告し、代表執行役社長が取締役会に報告の上、基本方針の見直しが必要な場合は取締役会で決議する。
  - 6) 監査委員会は、業務監査及びコンプライアンス監査等の結果を適宜、取締役会で報告する。
- ⑥ その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- 1) 「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」及び「企業倫理ヘルプライン」は、当社グループ全体を対象とし、その周知徹底を図る。
  - 2) 主要な子会社に監査室を設置し業務の適正化を図るとともに、当社の監査室は当社グループ全体を視野に入れた内部監査を行う。

## II. 内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項について、上記基本方針のとおり運用されております。

### 【リスク管理体制の整備】

当社では、代表執行役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、子会社を含む企業集団として、グループ全体のリスク管理の基本方針及び事業を取巻く様々なリスクに対して的確な管理を行うことを「リスク管理規程」において定めており、その基本方針及び管理体制に基づき、リスクの未然防止を図っております。

**【法令等の遵守】**

当社は、「経営理念」「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」の周知徹底、テーマ別の教育・研修の実施、内部通報制度である「企業倫理ヘルプライン」の運用を通じ、健全な企業風土の醸成と役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

**【取締役会】**

当社の取締役会は、指名・報酬・監査の各委員会を構成する取締役の選定、執行役の選任と執行役に対する業務委嘱、中期経営計画や年度予算などの経営の基本方針に影響を与える業務に関する事項の承認等を通して、業務執行の監督機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催しております。

**【業務の執行】**

取締役から委任された業務執行に関する事項を審議する機関として執行会議を設け、毎月2回程度開催して効率的な業務執行に努めています。

**【内部監査】**

当社では、他部署から独立した監査組織として9名（うち2名は監査委員会事務局と兼務）で構成する監査室を設置しており、当社グループ全体の業務監査のみならずコンプライアンス監査等の機能を担った監査を行っております。その結果を、代表執行役社長と監査委員会に定期的に報告する体制を整えております。

**【監査委員会による監査】**

監査委員会の職務の執行のため必要な監査方針、監査計画の策定に関する事項等を決定しております。監査委員会は取締役会に定期的に監査の状況を報告しております。監査委員と監査室は定期的に監査報告会を設け監査計画・監査実施状況及びその結果などについて協議を行っております。また、会計監査人とは、それぞれの監査業務で得た情報を交換し連携するために定期的な会合を設けております。なお、当事業年度においては、監査委員会を13回開催しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの良好な関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。もとより、上場会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様に自由に取引されるものであり、当社経営の支配権の移転を伴うような大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限りにおいて、当社は、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきであると考えております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、1)長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、2)顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠であります。

外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記に加え、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、多岐にわたる事業分野やグループ企業間の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、不適切な大量買付に対して、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組みについて

#### (ア) 当社の企業理念

当社グループは、『日東紡グループは、「健康・快適な生活文化を創造する」企業集団として社会的存在価値を高め、豊かな社会の実現に貢献し続けます。』との経営理念に基づいて、時代の要請に即応し、社会の役に立つ新しい価値を創造し提供し続けることで、すべてのステークホルダーの皆様から信頼され、“日東紡でよかった”と思われる企業グループを目指して経営・事業活動に取り組んでおります。

また当社グループは、経営理念をもとにして、会社の価値観を分かりやすい文章で表現した「日東紡宣言」を策定しております。社員一人ひとりが、この「日東紡宣言」を常に意識しながら、自ら考え、行動できるように努めております。

#### 「日東紡宣言」

- ・日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。
- ・私たちは、お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。また、企業活動を通じ株主・投資家・行政・地域社会等すべてのステークホルダー（社会）と共に喜びを分かち合うことを大切にします。
- ・私たちは自立した一人ひとりの社員の可能性を尊び、自由闊達にアイデアを出し合いながらチームワークにより力を発揮する企業集団を目指します。
- ・私たち企業グループは社員の成長が会社の成長であることを信じ、社員に成長と自己実現の機会を提供します。社員はまず第一に良き市民であり、深く考え、広く見渡し、果敢に行動します。そして粘り強くやり遂げます。

#### (イ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社グループは、1923年（大正12年）に繊維メーカーとして創立して以来、永年にわたって技術、知識を蓄積・継承し、時代の変化をチャンスとして、その都度旺盛なパイオニア精神を発揮しながら、グラスファイバー事業、ライフサイエンス事業などに、幅広い事業基盤を築いてまいりました。

また海外展開においても、新規顧客の獲得や事業拠点の設立など、グローバルな活動を続けております。

さらに当社は、地球環境を継承し、持続的発展に貢献していくことを基本理念に盛り込んだ「日東紡環境憲章」を制定し、すべての事業活動において環境に配慮した製品・サービスを提供することで、環境保全にも努めております。

#### (ウ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループは、経営の透明性向上と法令遵守の徹底により企業価値を高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムを構築しております。

当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」、そして行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、経営トップが、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図っております。

また、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図ると共に、万が一、不測の事態が発生した場合には、損害の最小化を図る体制の整備も行っております。



具体的には以下の事項に取り組んでおります。

- A) 2014年6月26日の定時株主総会における承認を受けて指名委員会等設置会社に移行しました。指名委員会等設置会社に移行することで、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と「事業の迅速な執行・経営の機動性の向上」を図っております。顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確に 대응する体制を構築することで、更なる企業価値向上を図ります。また、会社法第332条第6項に従い、取締役の任期は1年であります。
- B) 取締役7名のうち4名を社外取締役としており、業務執行機関に対する取締役会の監督機能をより強化する体制を確立しております。
- C) 法令に則り、指名・報酬・監査の各委員会を設置し、各委員会のメンバーの過半数は社外取締役であり、また全ての委員会の委員長は社外取締役になっています。透明性の高い公正な経営監視体制を確立しております。
- D) 取締役の解任要件を、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い普通決議にしております。
- E) 2017年6月末日をもって、相談役及び特別顧問制度を廃止し、より一層、透明性の高いガバナンスを構築して参ります。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をまいります。

**(4) 当社の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記（2）及び（3）の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたもので、上記（1）の会社の支配に関する基本方針及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,699	19,037	55,574	△2,554	91,757
当期変動額					
剰余金の配当			△1,842		△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益			8,100		8,100
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	6,257	△5	6,251
当期末残高	19,699	19,037	61,831	△2,559	98,008

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	3,998	117	△2,219	1,897	5,049	98,704
当期変動額						
剰余金の配当						△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益						8,100
自己株式の取得						△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,284	△489	998	△774	208	△566
当期変動額合計	△1,284	△489	998	△774	208	5,684
当期末残高	2,714	△371	△1,220	1,123	5,257	104,389

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ①連結子会社の数

22社

主要な連結子会社の名称

㈱日東紡インターライニング	パラマウント硝子工業㈱
富士ファイバークラス㈱	日東グラステックス㈱
日東グラスファイバー工業㈱	ニットーボーメディカル㈱
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	ニットービバレッジ㈱
㈱双洋	Nitto America Inc.
Baotek Industrial Materials Ltd.	㈱日東紡テクノ

当連結会計年度において、Capricorn Products LLCは、当社の連結子会社であるNitto America Inc.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### ②主要な非連結子会社の名称

日東高分子加工㈱	日東紡貿易無錫有限公司
----------	-------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて小規模であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

日東高分子加工㈱	日東紡貿易無錫有限公司
----------	-------------

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のNITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.、Baotek Industrial Materials Ltd.、Nitto America Inc.及びその他3社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

##### b. デリバティブ

時価法を採用しております。

##### c. たな卸資産

主として月別移動平均法による原価法を採用しておりますが、一部の連結子会社は個別法による原価法も採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～22年

### b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③重要な引当金の計上基準

### a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### b. 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

### c. 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

### d. 修繕引当金

当社及び一部の連結子会社は製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積もり、次回の改修までの期間に按分して繰り入れております。

## ④退職給付に係る会計処理の方法

### a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## ⑥重要なヘッジ会計の方法

### a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

### b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建売掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金利息

### c. ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、金利スワップについては特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

5～20年間の定額法により償却しております。

⑧その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

b. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

c. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

d. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

3,356百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、各社の将来課税所得見込みによって見積もっております。当該見積りは、各社の課税所得の変動や税効果会計上の企業の分類の変更によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 修繕引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

5,652百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項」に記載のとおり、修繕引当金は次回の修繕費用を見積もって計上しております。当該見積りは、修繕費用の各構成要素の調達相場及び為替相場の変動、並びに次回の修繕時期の変更によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、修繕引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計

上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 139,491百万円

### (2) 偶発債務

当社は、当連結会計年度末現在において、国及び当社を含むアスベスト取扱い企業数十社を被告として建設従事者とその遺族より損害賠償を求める訴訟の提起を受けており、札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、大阪、京都、福岡の各地方裁判所、札幌、東京の各高等裁判所、及び最高裁判所にて計14件の訴訟が係属中であります。

なお、現時点でこれらの訴訟の最終的な結果を予測することは困難であります。

### (3) 圧縮記帳額

当期に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、「建物及び構築物」374百万円、「機械装置及び運搬具」428百万円、「その他」22百万円であります。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 受取保険金

2019年9月に発生した火災により当社の連結子会社である富士ファイバーグラス株式会社が受けた被害に対する保険金、及び令和元年東日本台風により当社が受けた被害に対する保険金の受取額であります。

### (2) 補助金収入及び固定資産圧縮損

「補助金収入」は、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、及びふくしま産業復興企業立地補助金であります。

「固定資産圧縮損」は、上記の補助金収入に伴い取得価額から直接減額したものであります。

### (3) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
福島県福島市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	1,788百万円
栃木県真岡市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	622百万円
兵庫県伊丹市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	541百万円
新潟県新潟市	事業用資産	機械装置及び運搬具等	78百万円
事業構造改善費用計			3,029百万円
福島県福島市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	447百万円
東京都中央区	賃貸資産	建物及び構築物等	1,333百万円
その他	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	57百万円
減損損失計			1,838百万円

資産グループごとの減損損失の内訳

- ・ 福島県福島市 1,788百万円（うち、建物及び構築物596百万円、機械装置及び運搬具1,023百万円、リース資産129百万円、建設仮勘定20百万円、その他18百万円）
- ・ 栃木県真岡市 622百万円（うち、建物及び構築物266百万円、機械装置及び運搬具221百万円、リース資産63百万円、建設仮勘定61百万円、その他6百万円、無形固定資産3百万円）
- ・ 兵庫県伊丹市 541百万円（うち、建物及び構築物489百万円、機械装置及び運搬具11百万円、

	建設仮勘定29百万円、その他8百万円、無形固定資産2百万円)
・新潟県新潟市	78百万円 (うち、機械装置及び運搬具71百万円、その他6百万円)
・福島県福島市	447百万円 (うち、建物及び構築物29百万円、機械装置及び運搬具409百万円、 その他9百万円)
・東京都中央区	1,333百万円 (うち、建物及び構築物1,333百万円、その他0百万円)
・その他	57百万円 (うち、建物及び構築物8百万円、機械装置及び運搬具41百万円、 建設仮勘定0百万円、その他5百万円、無形固定資産0百万円)

減損損失の算定にあたって、資産を事業用資産、賃貸資産、遊休資産、共用資産に分類し、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

事業構造改革及び生産体制の見直しを行った固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上しております。

また、事業用資産のうち収益性が低下した状態が続いている固定資産については再評価を実施し、賃貸資産として使用している建物及び構築物については将来的な取壊しを意思決定したため、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値については将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、正味売却価額として備忘価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

#### (4) 事業構造改善費用

繊維事業における構造改革及びグラスファイバー事業部門における複合材事業の生産体制の適正化に伴い発生する損失額を特別損失に計上しております。

なお、内訳は次のとおりであります。

たな卸資産評価損	206百万円
固定資産減損損失	3,029百万円
転籍一時金等	512百万円
解体費用	198百万円
計	3,946百万円

#### (5) 災害による損失

2019年9月に当社の連結子会社である富士ファイバーグラス株式会社において発生した火災事故、令和元年東日本台風、及び2020年7月に当社の福島第2工場において発生した火災事故等に伴う損失額を特別損失に計上しております。

なお、内訳は次のとおりであります。

固定資産及びたな卸資産の滅失損失	192百万円
原状回復費用等	1,740百万円
操業・営業停止期間中の固定費	302百万円
計	2,235百万円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	39,935	—	—	39,935

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	1,136	1	—	1,137

#### (変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加

1千株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	969	25.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	872	22.50	2020年9月30日	2020年12月14日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催第160回定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	872	22.50	2021年3月31日	2021年6月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金のみとなっており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しており、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債による調達資金の使途は、運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金及び社債）であり、長期借入金の金利変動リスクを回避するために、固定金利での借入を行っております。

なお、デリバティブは内部規程に従っており、かつ運用資産・負債の限度内での取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（「(注)2」をご覧ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	30,320	30,320	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,985	23,985	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	16,768	16,768	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,570)	(6,570)	—
(5) 短期借入金	(7,252)	(7,252)	—
(6) 社債	(10,000)	(9,921)	△78
(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(24,840)	(24,912)	72
(8) デリバティブ取引	(26)	(26)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

日本証券業協会が公表する売買参考統計値によっております。



- (7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）  
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) デリバティブ取引  
通貨関連では先物為替予約取引を利用しております。  
デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額514百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### 9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
6,991	21,815

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主要な不動産に関しては不動産鑑定に基づく金額、その他の不動産に関しては「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,555円06銭
1株当たり当期純利益	208円77銭

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金					利益剰余金計
				固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別積立金	別途積立金	繰越利益金	利益剰余金計	
当期首残高	19,699	19,029	19,029	2,918	298	3,000	23,327	29,544	
当期変動額									
剰余金の配当							△1,842	△1,842	
固定資産圧縮積立金の積立				1,228			△1,228	—	
固定資産圧縮積立金の取崩				△72			72	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					776		△776	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					△298		298	—	
当期純利益							5,966	5,966	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	1,156	477	—	2,489	4,123	
当期末残高	19,699	19,029	19,029	4,074	776	3,000	25,817	33,668	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,554	65,719	3,976	3,976	69,695
当期変動額					
剰余金の配当		△1,842			△1,842
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—			—
当期純利益		5,966			5,966
自己株式の取得	△5	△5			△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,318	△1,318	△1,318
当期変動額合計	△5	4,118	△1,318	△1,318	2,800
当期末残高	△2,559	69,837	2,658	2,658	72,495

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 3～22年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### ③事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

#### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### ⑤修繕引当金

製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積もり、次回の改修までの期間に按分して繰り入れております。

#### (4) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているので特例処理を採用しております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建売掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金利息

##### ③ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、金利スワップについては特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

##### ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

##### ③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### ④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

##### ⑤貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### (1) 繰延税金資産

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,876百万円

繰延税金負債 △3,331百万円

純額(負債) △455百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「2. 重要な会計上の見積りに関する注記(1)繰延税金資産」に記載した事項と同一であります。

(2) 修繕引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

436百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「2. 重要な会計上の見積りに関する注記(2)修繕引当金」に記載した事項と同一であります。

3. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産圧縮損」(前事業年度84百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 53,394百万円

(2) 圧縮記帳額

当期に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、「建物」367百万円、「構築物」7百万円、「機械及び装置」195百万円、「工具、器具及び備品」22百万円、「その他」0百万円であります。

(3) 偶発債務

①保証予約 4,652百万円

②当社は、当事業年度末現在において、国及び当社を含むアスベスト取扱い企業数十社を被告として建設従事者とその遺族より損害賠償を求める訴訟の提起を受けており、札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、大阪、京都、福岡の各地方裁判所、札幌、東京の各高等裁判所、及び最高裁判所にて計14件の訴訟が係属中であります。

なお、現時点でこれらの訴訟の最終的な結果を予測することは困難であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11,619百万円

短期金銭債務 12,267百万円

長期金銭債務 196百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 11,038百万円

仕入高 25,881百万円

その他 1,312百万円

営業取引以外の取引による取引高 2,564百万円

(2) 受取保険金

令和元年東日本台風により受けた被害に対する保険金の受取額であります。

(3) 補助金収入及び固定資産圧縮損

「補助金収入」は、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、及びふくしま産業復興企業立地補助金であります。

「固定資産圧縮損」は、上記の補助金収入に伴い取得価額から直接減額したものであります。

(4) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
福島県福島市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	1,788百万円
兵庫県伊丹市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	541百万円
事業構造改善費用計			2,329百万円
福島県福島市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	447百万円
東京都中央区	賃貸資産	建物及び構築物等	1,333百万円
減損損失計			1,781百万円

資産グループごとの減損損失の内訳

- ・ 福島県福島市 1,788百万円（うち、建物及び構築物596百万円、機械装置及び運搬具1,023百万円、リース資産129百万円、建設仮勘定20百万円、その他18百万円）
- ・ 兵庫県伊丹市 541百万円（うち、建物及び構築物489百万円、機械装置及び運搬具11百万円、建設仮勘定29百万円、その他8百万円、無形固定資産2百万円）
- ・ 福島県福島市 447百万円（うち、建物及び構築物29百万円、機械装置及び運搬具409百万円、その他9百万円）
- ・ 東京都中央区 1,333百万円（うち、建物及び構築物1,333百万円、その他0百万円）

減損損失の算定にあたって、資産を事業用資産、賃貸資産、遊休資産、共用資産に分類し、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

事業構造改革及び生産体制の見直しを行った固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上しております。

また、事業用資産のうち収益性が低下した状態が続いている固定資産については再評価を実施し、賃貸資産として使用している建物及び構築物については将来的な取壊しを意思決定したため、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値については将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、正味売却価額として備忘価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

(5) 事業構造改善費用

繊維事業における構造改革及びグラスファイバー事業部門における複合材事業の生産体制の適正化に伴い発生する損失額を特別損失に計上しております。

なお、内訳は次のとおりであります。

固定資産減損損失	2,329百万円
転籍一時金等	305百万円
解体費用	222百万円
計	2,857百万円

(6) 災害による損失

令和元年東日本台風及び2020年7月に福島第2工場において発生した火災事故等に伴う損失額を特別損失に計上しております。

なお、内訳は次のとおりであります。

固定資産及びたな卸資産の滅失損失	196百万円
原状回復費用等	729百万円
操業・営業停止期間中の固定費	292百万円
計	1,218百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	1,137千株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	1,391百万円
固定資産減損損失	1,255百万円
有価証券評価損	898百万円
未払事業税	153百万円
賞与引当金	133百万円
修繕引当金	133百万円
たな卸資産評価損	82百万円
その他	589百万円
繰延税金資産小計	4,637百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,760百万円
評価性引当額小計	△1,760百万円
繰延税金資産合計	2,876百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△1,788百万円
その他有価証券評価差額金	△1,127百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△340百万円
その他	△75百万円
繰延税金負債合計	△3,331百万円
繰延税金負債純額	△455百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.7%
住民税均等割額	0.2%
税額控除	△7.4%
評価性引当額	9.3%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%



9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末残高 (百万円)
子会社	富士ファイバー グラス㈱	100.0	製品の購入	仕入高	4,631	買掛金	848
			資金の預り	資金の預り	3,780	預り金	2,632
	日東グラスファイバー工業㈱	100.0	原料・製品の 購入	仕入高	9,614	買掛金	760
			電力の販売	電力販売 収益	812	未収入金	97
			資金の預り	資金の預り	2,697	預り金	2,899
	NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	100.0	資金の貸付	資金の貸付	2,598	貸付金	5,432
	㈱双洋	60.0	製品の販売	売上高	7,894	売掛金	3,110
			資金の預り	資金の預り	1,083	預り金	1,113
パラマウント 硝子工業㈱	100.0	製品の購入	仕入高	3,070	買掛金	489	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売、原料・製品の購入及び電力の販売については、市場価格を勘案し価格交渉の上決定しております。上記表における金額のうち、当期末残高については消費税等を含めており、取引金額については消費税等を含めておりません。
- (2) 資金の預りについては、CMS（キャッシュマネジメントサービス）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
- (3) 資金の貸付については、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,868円53銭
1株当たり当期純利益	153円79銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は2021年2月5日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、2021年4月1日付で日東紡アドバンテックス株式会社を設立いたしました。

(1) 子会社設立の理由

独自の接着技術を活用し、衣料品のみならず産業資材・生活資材も含めた顧客ニーズに迅速に対応すべく、当社から事業を切り離して経営に一層の機動性を持たせるため、新たに子会社を設立することといたしました。

(2) 子会社の概要

① 名称	日東紡アドバンテックス株式会社
② 所在地	兵庫県伊丹市桑津1-6-1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 多田 弘行
④ 事業内容	繊維製品、生活資材、産業資材等の製品の製造、加工、販売
⑤ 資本金	80百万円
⑥ 設立年月日	2021年4月1日
⑦ 出資比率	当社 100%

以上